



鳥取県公報

令和5年9月28日（木）
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（9）（総務課）・・・2

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月28日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例)</u></p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から</u>県民の生命及び健康を保護するために行われる診療、看護その他の感染の危険を伴う業務であつて管理者が定めるものに従事したときは、<u>防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第13条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分を除く。）の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき1,500円とする。</u></p> |

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。